第三百三十六号

令和四年

十二月一 日

五二・七

木 曜

日

目 次

告 示

○令和四年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度………六一六 公

監査委員

○包括外部監査人の監査の結果に基づく措置状況……………………………六一六

示

告

山梨県告示第二百七十号

の縦覧に供する。 所(峡北支所を除く。 路の区域を変更する。その関係図面は、 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道)において、この告示の日から令和四年十二月二十二日まで一般 山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務

令和四年十二月一日

山梨県知事 長 崎 幸

太

郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 甲府中央右左口線
- \equiv 道路の区域

	中 中	l y
	中央市浅利字東河原三五五二番二地先まで中央市浅利字戸尻一二〇八番五地先から	区間
新	旧	の 旧別 新
二四・〇~	五〇二、	敷地の幅員
五六・二	五六.二	延長

Щ

梨 県

公

報

第三百三十六号

令和四年十二月一日

山梨県告示第二百七十一号

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務 の縦覧に供する。 所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和四年十二月二十二日まで一般 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 次のとおり道

令和四年十二月一日

道路の種類

山梨県知事

長

崎

幸

太

郎

路線名 韮崎南アルプス中央線

三 道路の区域

五 六 二	五二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 十 二 十	新	
五六二	五二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	旧	中央市浅利字東河原三五五二番二地先まで中央市浅利字戸尻一二〇八番五地先から
(メートル)	(メートル)	の 旧別 新	区間

山梨県告示第二百七十二号

所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和四年十二月二十二日まで一般 の縦覧に供する。 路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

令和四年十二月一日

道路の種類 一般国道

山梨県知事

長

崎

幸

太

郎

路線名 百四十号

 \equiv 道路の区域

	とは、これには、		= 7			
_		- - -	三九・三	茅		
一七〇	相模川上流土砂流出防備保安林	1 17	- ヒ・バ〜	新		
一二七	相模川上流水源かん養保安林		三九・三		二六四七番二地先まで	中央市浅和字戸房一方四七番
一四〇	相模川中流土砂流出防備保安林	- 六・二	ー七・八〜	É	京国に赤江辺岩にだけ	中央市浅利字東河原三五六八番
一、〇四六	相模川中流水源かん養保安林			-		
一一一七	多摩川上流土砂流出防備保安林	(メートル)	(メートル)	<i>の</i> 別		
七三三	多摩川上流水源かん養保安林	延長	敷地の幅員)] 新		国
五四五	韮崎地区土砂流出防備保安林) i	 Î		

公 告

おり公表する。 令和四年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第 二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次のと 森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、 令和四年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度

令和四年十二月一日

山梨県知事 **三** 占 幸 大兆

山秀県矢事	手	長	de	ЦĘ	쿸	大 良	良	
同一の単位とされる保安林	皆	伐	面	積	0)	限	度	
府地区		五	九	五三九・五六ヘクタール	ヘク	ター	ルル	
甲府地区土砂流出防備保安林		一加	=	四三・九二へクタール	ヘク	ター	ル	
甲府地区保健保安林			\equiv	三・三六ヘクタール	ヘクク	ター	ル	
笛吹川水源かん養保安林		$\vec{-}$	$\overline{\circ}$	一二〇・八四ヘクタール	「ヘ _ク	ター	ル	
笛吹川土砂流出防備保安林		_	七	一〇七・二五ヘクタール	ムクク	ター	ル	
笛吹川干害防備保安林			\circ	〇・七二ヘクタール	一ヘク	ター	ル	
鰍沢地区水源かん養保安林		六侃	五	六四五・三〇ヘクタール	ヘクク	ター	ル	
鰍沢地区土砂流出防備保安林		<i>→</i>	描 ·	五四・六八ヘクタール	ヘクク	ター	ル	
鰍沢地区干害防備保安林			六	六・二六ヘクタール	ヘクク	ター	ル	
鰍沢地区保健保安林		_	<u>.</u>	一・五六ヘクタール	ヘクク	ター	ル	
韮崎地区水源かん養保安林		一、〇九〇・八〇ヘクタール	0	八〇	ヘケ	ター	ル	
-								Ī

山梨県監査委員告示第九号 豆 重 罗 員

・二六ヘクタール ・八三ヘクタール ・七八ヘクタール 八〇ヘクタール ・〇九ヘクタール 九九へクタール 四一ヘクタール

より、包括外部監査人の監査の結果に基づく措置状況について山梨県知事から通知が あったので、次のとおり公表する。 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十八第六項の規定に

令和四年十二月一日

山梨県監査委員 水土小中 泉澤 久 和 亨司樹

岸 橋 富美男

同同同

監査対象事項

といて 農政部の財務に関する事務の執行及び出資法人に係わる出納その他の事務の執行に

2 監査の結果に関する報告の公表

令和 4 年 4 月 28 日付け山梨県公報号外第 23 号

監査の結果に基づき講じた措置の内容

指摘事項及び意見事項(要旨)	講じた措置(又は今後の方針等)
3.1. やまなし農業基本計画	
3.1.1. 農業計画全体について	
農政総務課	
No.01 やまなし農業基本計画のモニタリング調査	
について (意見事項)	
やまなし農業基本計画のモニタリング調査に	令和4年度の「進捗状況調書」において、
おいて、具体的な施策ごとに「進捗状況調書」に	予定事業量を定めている事業については、
より、施策・事業の取り組み実績及び次年度の取	実績値(達成率)を示してそれを踏まえて次
り組み計画を調査し取りまとめているが、事業の	期やまなし農業基本計画に反映していくこ
中には、予定事業量 (達成率等)を定めているも	ととした。
のがあるので、その予定事業量(達成率)と実績	
値とを比較する形で取りまとめ、実績結果(実績	
事業量や達成率など)を踏まえた上で、次年度へ	
の取り組み計画をより積極的に反映されるよう	
希望する。	

策」達成に向けた複数の「事業」と関連を有 する成果指標の設定を検討していくことと 次期やまなし農業計画策定にあたり「施 No.02 やまなし農業基本計画の成果指標につい

農政総務課

て (意見事項)

が高まると判断される。成果指標を設定する「施 の事業に関係する成果指標の方が、計画の有効性 体的な施策及び多数の事業から構成されている わる成果指標が6つある。主な施策は、複数の具 策」のレベルを定め、また、「施策」に予定する複 ので、単一の事業に係わる成果指標よりも、多数 である36の成果指標において、単一の事業に係 施策ごとに設定されているが、そのうち定量目標 やまなし農業基本計画の成果指標は、25の主な

畜産総合対策推進指導事業費 やまなし農業基本計画を中心とした事業

数の「事業」と関連を有する成果指標を設定する

ことを要望する

No.03 事業の効果を最大化について(意見事項)

に対し専門家を派遣して経営指導や生産技術の 財)山梨県畜産協会へ業務委託を行い、畜産農家 指導等を実施しているが、事業の効果を評価し 畜産総合対策推進指導事業費については、(公

事業成果の最大化を図るため、令和 4 年度 態などに応じて指導等をしている。 からは具体的な成果目標を定めて農家の指 実施要綱に基づき畜産農家のレベルや実 なので

指摘事項及び意見事項 (要旨)

技術力といった視点で農家を評価した上で、改善 が必要な農家を特定し、具体的な成果目標を定め 最大化していくためには、業種ごとに経営状況や て指導を行うことを要望する。

3.2.2. 食肉流通センター施設整備事業費補助金

見事項)

いて見直しを行うべきことを要望する 補助金の交付方法、法人格の種類、株主構成につ 増加となる。特定の株式会社への補助金の交付に する補助金交付事業となるが、株式会社への補助 あたっては、特定の株主の利益とならないよう、 金交付は、株式価値の増加を通じて株主の利益の いては、㈱山梨食肉流通センターの施設整備に対

果樹・6 次産業振興課 3.2.6. 県奨励品種等種苗供給対策事業費

事業の実施方法の変更について(意見事

品種指定規程に位置付けられている品種のうち、 の変更を検討するよう要望する。 の実施方法について、補助金交付から委託契約へ 高めると行ったインセンティブが働かない現在 販売収益は返還が義務付けられており、生産性を 苗木の品質向上等により収益が発生するものの、 種苗業者による生産量では需要に対して不足し 果樹ブランド力強化等を図るため、県農産物奨励 ている種苗の生産に対して補助を行っているが、 県奨励品種等種苗供給対策事業費は、山梨県の

3.2.7. やまなし就農魅力発信事業

担い手・農地対策課

No.06 具体的な成果目標の設定について(意見事

農業基本計画の目標の達成をより効果的かつ効 いない。本事業の目的の本質は、やまなし農業基 あることから客観的な成果指標の設定を行って よる情報発信を行う事業であるが、啓発的事業で 率的に行われるよう要望する。 とであり、具体的な成果目標を設定し、やまなし 本計画の達成が効果的かつ効率的に行われるこ 希望者を掘り起こすため、各種イベントや HP に への就農の魅力を総合的に発信することで就農 やまなし就農魅力発信事業については、山梨県

講じた措置(又は今後の方針等)

めていく。 導を行うなど、畜産農家全体の底上げに努

No.04 補助金の交付方法等の見直しについて(意

食肉流通センター施設整備事業費補助金につ

主の利益とならない補助金の交付方法など 24 年度に整理した経緯があるが、累積欠損

について検討する。

が解消し経営が健全化した際には特定の株

センターへの補助の考え方について平成

ため、県や農協、農業振興公社等の各関係機 関で連携し、安定的な苗木生産体制の構築 を令和4年度に検討することとした。 より、果樹苗木供給が不安定となっている 難しいが、種苗業者の生産基盤の脆弱化に に苗木生産を実施しているため、委託契約 への変更により生産性の向上を図ることは 農業振興公社の公益事業として、計画的

指標を検討し、次期計画策定時に反映して ント参加をきっかけに就農相談、研修への 申込み等につながった人数など、具体的な いくこととした ホームページの閲覧数や、当事業のイベ

Щ

Ш 梨 県 公 報

3.2.10. 農産物プランド化支援事業 販売・輸出支援課 Mo.10 効果的かつ効率的な事業予算の配分につ いて(意見事項) 農産物プランド化支援事業については、山梨県 農産を必ずランド化支援事業については、山梨県 農産を必販売強化対策協議会が行う市場や小売 店等へ向けた販売促進活動及び PR 活動に対する 補助であるが、平成 15 年から合和 2 年までの間	販売・輸出支援課 Mu.09 補助金要綱の消費税部分の返還に関する 規定について(意見事項) 農産物流通販売強化対策事業に係る農産物流 通販売強化対策事業費補助金交付要綱には消費 税部分の返還に関する規程が存在しない。対象が 税部分の返還に関する規程が存在しない。対象が 課税事業者であることを再定していない場合で も、適切な補助金の運用を担保するため、当該規 程を追加することを要望する。	3.2.9. 農産物流通販売強化対策事業 販売・輸出支援課 Mo.08 事業の目標設定について(意見事項) Mo.08 事業の目標設定について(意見事項) 農産物流通販売強化対策協議会が東京都中央卸売市場大田市場内に設置している、県農産物インフォメーションセンター等に対する補助金事業であるが、本事業が行っている情報収集や PR 活動と具体的目標である国内市場における県産果実の販売額や海外果実輸出額の増加が直結するわけではないため、事業を行うため、事業に直結した目標設定を行うことを要望する。	3.2.8. 農地中間管理推進事業担い手・農地対策課Ma07 補助金交付要綱の消費税の返還に関する規定達反について(拮摘事項)農地中間管理推進事業については、農業の担い手への農地集積を促進し、農地集積率を引き上げるため、事業推進体制を構築し、制度の周知・啓発を行うとともに、農地中間管理機構への支援を行っているが、山梨県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱の消費税返還の有無を問わず報告を要するとされているにもかかわらず、その報告が行われていない。補助金交付要綱にしたがつて適切な事務の執行をされたい。	指摘事項及び意見事項(要旨)
時代の変化も踏まえ、事業を効果的かつ 効率的に実施するため、引き続き適切な予 算額の計上に努めていく。	要綱を改正し、消費税部分の返還に関する規程を追加した。	事業評価指標としてより適切な数値目標の設定について、合和 4 年度より検討し早期の設定を目指していく。	補助金交付要綱に定める消費税にかかる 県への報告については、令和元年度分から 消費税仕入控除税額報告書を適正に受理し 是正した。引き続き、複数によるチェックを 徹底していく。	講じた措置(又は今後の方針等)

指摘事項及び意見事項(要旨)	講じた措置(又は今後の方針等)
の予算額が同額で維持されており、予算の有効性 および効率性の検討がなされていない。時代の変 化に合わせてより事業を効果的かつ効率的に行 うことが出来るような予算額を検討することを 要望する。	
販売・輸出支援課 Muli 補助金要綱の消費税部分の返還に関する 規定について(意見事項) 農産物プランド化支援事業に係る農産物プランド化支援事業費補助金交付要綱には消費税部 分の返還に関する規程が存在しない。対象が課税 事業者であることを想定していない場合でも、適 切な補助金の運用を担保するため当該規程を追 加することを要望する。	要綱を改正し、消費税部分の返還に関する規程を追加した。
3.2.13. やまなし6次産業強化促進事業費 果樹・6次産業振興課 No.12 事業の情報共有データベースの構築運用 について(意見事項) やまなし6次産業強化推進事業費については、 6次産業化を目指す事業者等に対し、専門家による加工品開発の支援等を行っているが、売上高 1,000 万円以上の加工品開発を目指す事業者の 1,000 万円以上の加工品開発を目指す事業者の 1,000 万円でデータベース化し情報共有されていて 担当課内でデータベース化し情報共有されていた 担当課内でデータベース化し情報共有されていた。	事業者毎に専門家による指導内容や指導に基づいた取り組みの進捗状況及び課題等に基づいた。合和 4 年度から関係者で情報を整理した。合和 6 次産業化に取り組む事業者共有を図り、6 次産業化に取り組む事業者に対する指導アイテムとして活用していく。

果樹・6次産業振興課№.13 やまなし6次産業強化推進事業における加工品の現状の売上高の把握について(意見事項)

に1,000万円以上の売上となる加工品目が把握された場合、やまなし農業基本計画の一つの重要施策の成否に影響を与えるものであることから、売上金額について客観性を確保すべきである。少なくとも実際に1,000万円を超過した際には、何らかの裏付けとなる資料の提出を求めるよう要望 の対象加工品の売上高を把握する際に、原則とし やまなし6次産業強化促進事業費について、売 上高1,000万円以上の加工品開発を目指す事業者 て電話等での聞き取りのみで行っているが、実際

ない。事業者に係る進捗状況等 (開発品目、現在までの売上高の推移、過去の専門家助言内容とこれに対し事業者が実施した施策内容及びその結れに対し事業者が実施した施策内容及びその結れに対し事業者が実施した施策内容及びその結れに対し事業者が実施した施策内容及びその結れに対しませば、

構築運用し、効果的な助言ができるようにするよう要望する。

果など) を課内で情報共有できるデータベースを

事業者から書面による売上額の申告資料 の提出を求めることとした。

況(処分等をしていないか)を直接確認する仕組 No.16 事業の効率性の検証について (意見事項) 担い手・農地対策課 3.2.19 就農支援センター事業費補助金 の仕組みを整備・運用することを要望する。 行うなど、県が直接確認するようなモニタリング を確認するために、県が農場等に定期的に視察を 事業者による同条に該当する財産処分等の有無 を受ける必要があると規定されている。県とし いて処分等を行う場合、申請書により知事の承認 等をしてはならないと規定され、同条第4項にお するまで、取得財産等を知事の承認を受けず処分 付を受けた市町村長は、財産処分制限期間を経過 金交付要綱第13条第3項において、助成金の交 3.2.18 6次産業化ネットワーク活動支援事業 るようなモニタリングの仕組みを整備・運用する ことを要望する。 場等に定期的に視察を行うなど、県が直接確認す する財産処分等の有無を確認するために、県が農 受けることしているが、事業者による同条に該当 みは設けておらず、基本的に事業者からの報告を 知事の承認を受ける必要があると規定されてい 第2項において処分等を行う場合、申請書により 受けず処分等をしてはならないと規定され、同条 財産処分制限期間を経過するまで、知事の承認を 強化事業費補助金交付要綱第12条第1項におい 事業者からの報告を受けることとなっているが、 を直接確認する仕組みは設けておらず、基本的に る6次産業化ネットワーク活動支援事業費補助 認について (意見事項) 果樹。6次産業振興課 て、交付金支給により、資産を取得した事業者は、 ては、醸造用甲州種の規模拡大を図る生産者に対 し、補助等を行っているが、醸造用甲州産地育成 6次産業化ネットワーク活動支援事業費に係 就農支援センター事業費補助金については、山 県として、交付要綱に基づく取得財産等の状 取得財産等の状況(処分等をしていないか) 補助金交付要綱に基づく財産処分等の確 いるかの検証に活用することとした。 証に活用することとした。 が適切かつ効果的に実施されているかの検 認した結果については記録・保存して事業 存して事業が適切かつ効果的に実施されて とともに、確認した結果については記録・保 出向き整備した施設の使用状況を確認する た施設の使用状況を確認するとともに、 相談者へのアンケート等、 県担当者が市町村職員と定期的に現地へ

指摘事項及び意見事項

(要旨)

講じた措置 (又は今後の方針等)

善に繋げていく具体的な方法を確立することを 率性があるかを何らかの方法で検証し、事業の改 が、補助金の効果を測定する上で、補助事業に効 標は設定しにくい事業であることは理解できる っている。事業の効率性について定量的な成果目 活動や就農啓発活動等の事業に対し補助等を行 識の高い就農支援マネージャーによる就農相談 梨県就農支援センターが実施する農業農村に見 要望する

認について (意見事項)

醸造用ぶどう安定供給体制確立事業費につい

県担当者が定期的に現地へ出向き整備し

No.14 補助金交付要綱に基づく財産処分等の確

果樹。6次産業振興課

3.2.15 醸造用ぶどう安定供給体制確立事業費

指摘事項及び意見事項

(無)

講じた措置(又は今後の方針等)

担い手・農地対策課 3.2.20. 農業次世代人材投資資金交付事業費

No.17 事業のモニタリングの充実について(意見

案発生に対処するため、予防とモニタリングを充 現場作業等に関して、熱中症等の傷害リスクがあ する生活資金の交付等を行っているが、研修生の が不安定な就農直後 (5年以内) の経営確立に資 に対し、就農前の研修段階 (2年以内) 及び経営 は、次世代を担う農業者になることを志向する者 ることから、所管課においても、傷害保険適用事 農業次世代人材投資資金交付事業費について

やまなしあぐりゼミナール設置事業費

実することを要望する。

担い手・農地対策課

整備について (意見事項) No.18 畜産業の新規就農希望者の技術研修体制

的な技術や知識が不足する者を対象とした研修 備を要望する。 畜産業の新規就農希望者が準備型の要件を満た すために必要な技術研修を受けられる体制の整 規就農者を確保するため、就農に必要となる基礎 については、(公財) 山梨県農業振興公社が行う新 入れる畜産農家のアグリマスターは0件であり、 事業に対し、補助等を行っているが、研修を受け やまなしあぐりゼミナール設置事業費補助金

担い手・農地対策課

No.19 ゼミナール事業の実施報告について(意見

コストを認識できない。事業の補助効果の把握と 予算策定に有用な情報として、ゼミナール事業に に係る実績報告書に添付される収支決算におい となっており、補助対象先でこの事業に費やした て、予算超過のため実際の経費額と予算額が同額 やまなしあぐりゼミナール設置事業費補助金

> 度の事業の改善・見直し等に取り入れてい 検証する方法及び項目を検討し、令和5年 くこととした。

の巡回指導時のヒアリングや、研修受入農 や熱中症対策の注意喚起を行うこととし 家に対する指導の際に、作業中の事故防止 への報告を義務づけるとともに、研修生へ 研修中に事故等が発生した場合には、

受け入れられる体制を継続して整えてい 産農家のアグリマスターを認定し研修生を の研修希望があった場合には、速やかに畜 がいることが前提であることから、畜産業 がおり、受入畜産農家を認定した。 く。なお、令和4年度は畜産業の研修希望者 アグリマスターの認定制度は研修希望者

て、実施報告時に報告を受けることとした。 当該事業における実際の事業経費につい

事業の効果を

Щ 梨

県

Щ 梨

講じた措置(又は今後の方針等)
購入型の他の補助事業の要望及び執行状にがさが高いました。唯1世の海1さんない
年度当初予算で検討することとした。
他県の状況も確認しながら、県農業会議と連携し、十分な予算措置をするよう令和 4年度中に国に要望していくこととした。
国庫負担の対象の職員にかかる退職給付 積立金について、給与や法定福利費と同様 活動の対象経費とするよう令和 4 年度中
に国に要望していくこととした。

指摘事項及び意見事項(要旨)	講じた措置(又は今後の方針等)
農業委員会ネットワーク機構補助金について、	実績報告を受理する際に、補助対象経費
機構の実績報告書記載の人件費の金額が実際と	が適正に報告されているか実地検査し、モ
異なっていた。要綱上の補助率の範囲内に収まっ	ニタリングを強化する体制を整えた。
ているが、所管課として実際の補助対象経費がい	
くらであったか、機構に対するモニタリングを強	
化する体制を整えることを要望する。	

農業技術課 3.2.25 鳥獣被害防止総合対策事業費

の明示について(意見事項) No.24 事業実施状況報告書に添付するべき書類

金交付の際の事業実施状況報告書に添付するべ 務運営が可能になると考えられることから、補助 で、不足する帳簿等がなくなり、また、 なっていない。提出すべき帳簿等を明示すること し」と記載され、「帳簿等」が何を示すか明らかに が「支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写 を行っているが、実績報告書に添付すべき帳簿等 被害防止特措法により市町村が作成する被害防 止計画における取組に要する経費に対し、補助等 き帳簿等を明示することを要望する。 ってもルールに従って徴収できるため、円滑な事 鳥獣被害防止総合対策事業費については、鳥獣 不足があ

販売・輸出支援課 3.2.26 二ホンジカ有効活用推進事業費

見事項) No.25 やまなしジビエフェアのPRについて(意

的なPRにつなげることを要望する。 を図るため、やまなしジビエフェアの開催等を行っているが、やまなしジビエフェアにおいて配布 獲ジカを地域資源として有効活用し、地域活性化 事業目的に対する費用対効果を測定し、より効果 ていない。配布しているパンファットやチラシの しているパンフレットやチラシの効果を確認し ニホンジカ有効活用推進事業費については、捕

3.2.27 環境にやさしい生産方式実証 普及費

No.26 金券の管理体制について(指摘事項)

リング調査の対象者へ渡す報償物品(商品券)について、辞退者の補充ができず6戸分に相当する 得支援や農家へのモニタリング調査等を実施し、 式の普及・定着を図るため、エコファーマーの取 は、環境保全を重視した持続性の高い農業生産方 商品券の引渡ができておらず、 化学肥料等の使用低減を推進しているが、モニタ 環境にやさしい生産方式実証・普及費について 担当所属に保管さ

令和 4 年度に「山梨県鳥獣害防止総合対策事業実施要領」を改正し、事業実施報告書の提出の際に提出すべき書類を「領収書、請求書、納品書及び支払経費ごとの内訳を記 載した帳簿等の写し」と明示した。

一ト調査を実施し費用対効果を測定してい 令和 4 年度事業の実施に際して、アンケ

ング調査実施中は、協力者を訪問するなど 調査の進捗を把握するとともに、協力者が 辞退した場合は、速やかに他の農家に協力 直ちに払い出すこととした。また、モニタリ ング対象者からの実績に基づき報償物品 (商品券)を購入することを徹底し、購入後 を依頼し対象者を確保するよう合和 4 年 3 令和 3 年度から各農務事務所にモニタリ